

随意契約理由

令和7年(2025年)4月1日

契約担当課名	学務保健課
発注担当課名	学務保健課
契約名称	教科書改訂に伴う中学校指導書 保体
契約内容	教科書改訂に伴う中学校指導書 保体の購入
契約締結日	令和7年(2025年)4月1日
及び契約期間	令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	株式会社古川商店 (豊中市上野西2-19-2)
契約金額	850,300円(税込み)
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 教科書・指導書はすべて、発行会社が教科書・一般書籍供給会社と供給契約を締結し学校へ供給される。さらに、実際の供給にあたっては、教科書・一般書籍供給会社が学校ごとの教科書取次店を選定し、同一の教科書・指導書はすべて同じ単価にて各教科書取次店から指定の学校に供給される。 今回供給先となる学校ではすべて株式会社古川商店が教科書取次店に指定されており、同事業者以外からの供給ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するもの。